

後見支援預金 よくある質問

Q：「後見支援預金」はどのようなものですか。

A：後見制度による支援を受ける方（ご本人）の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人自身で管理し、残りの通常使用しない金銭は「後見支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。

Q：「後見支援預金」の作成手順を教えてください。

A：後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金があり、「後見支援預金」を作成したほうが良いと後見人が判断した場合、後見人は家庭裁判所にその旨申し出ていただき、家庭裁判所が発行した指示書を信用金庫に持参して「後見支援預金」を作成し、その通帳の写しを家庭裁判所に提出します。

なお、後見人が管理するのに必要十分な金額以上の預金がある場合、別途、家庭裁判所において専門職後見人（弁護士・司法書士等）が選任されることもあります。この場合、「後見支援預金」を作成したほうが良いかどうかは専門後見人が判断し、一般的に手続き終了後に辞任します。

Q：後見人が自由に「後見支援預金」を出金することはできますか。

A：預ける場合も、出金する場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。後見人が自分で管理している口座では資金が不足する場合、家庭裁判所に申し出ていただき、払戻しにかかる「指示書」を発行してもらってください。また、後見人が管理している口座の残高が増加し、「後見支援預金」に追加で預け入れる場合も、家庭裁判所に申し出て追加預入にかかる「指示書」をいただってください。

Q：本人の毎月の定期的収支は赤字なので、後見人の管理する預金はすぐに不足することが予想されるのですが。

A：そのような場合には、定期的かつ自動的に必要金額を「後見支援預金」から後見人管理の預金口座に送金することができます。

また、ご本人の定期的な収支が変動した場合は、家庭裁判所に変更する理由を記載した報告書（書式は家庭裁判所にあります）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は報告書の内容に問題が無いと判断すれば申し出に基づいて定期送金額の変更にかかる「指示書」を発行するので、送金額の変更を行ってください。

Q：「後見支援預金」はいくらから預入できるのでしょうか。

A：金額は自由です。例えば、ご本人の預金残高が3百万円、かつ毎月の収支が黒字の場合で、後見人の手元には1百万円あれば十分と考えた場合には、残額の2百万円を「後見支援預金」に預入することで後見人の管理負担を軽くすることができます。

Q：同じような制度の後見制度支援信託とはどこが違うのでしょうか。

A：主な違いは3つです。

1. 後見支援信託では最初に専門職後見人の方が制度の利用可否を検討し、家庭裁判所の指示を受けて信託銀行で信託契約を結びますが、「後見支援預金」では専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所が判断します。このため、当初から親族後見人だけで手続きが進められることもあります。
2. 後見制度支援信託では最低預入単位が定められている信託銀行もありますが、後見支援預金は最低預入の制限はありません。したがってどなたでも利用しやすくなっています。
3. 「後見支援預金」には特別な手数料等や後見制度支援信託では発生する信託報酬も必要ありません。また、専門職後見人が選任されない場合は、選任に係る費用も発生しません。

Q：預金保険の対象となりますか。

A：「後見支援預金」も預金保険の対象となり、被後見人ご本人が預入されている他の預金と合算して1,000万円とその利息が保護されます。

なお、無利息型をご指定いただいた場合は、「後見支援預金」の全額が保護されます。

Q：「後見支援預金」の金利はどのようになりますか。

A：「後見支援預金」は普通預金金利が適用されます。金利は年2回（2月・8月）、元金（預金残高）に組入れます。ただし、無利息型をご指定いただいた場合は、付利されません。

Q：「後見支援預金」を利用する場合、家庭裁判所の後見監督はありますか。

A：「後見支援預金」を利用している場合でも、家庭裁判所は毎年定期的に後見報告をお願いしています。従って、後見等事務報告書の提出時に「後見支援預金」を含む通帳のコピーも添付してください。また、収支一覧表の作成や、領収書などを保管するとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしてください。

以 上

“よろず相談信用金庫”



但陽信用金庫